

生物多様性の国際的動向

環境省自然環境局 生物多様性地球戦略企画室長 奥田直久

1 はじめに

2010 年 10 月に生物多様性条約 (CBD) の第 10 回 締約国会議 (COP10) が愛知県名古屋市で開催されてから早や 2 年半が過ぎた。COP10 では、生物多様性に関する新たな世界目標(愛知目標) とともに、遺伝資源の利用機会確保と利益配分(Access and Benefit Sharing: ABS)に関する議定書(名古屋議定書)が採択されたことは、記憶に新しい方も多いと思う。

しかし、その後の IPBES (生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム) の設立、国連持続可能な開発会議 (リオ+20) やインドの CBD-COP11 における議論などについては、必ずしも大きな報道はされていない。

本稿では、そのような COP10 以降の生物多様性を 巡る主な国際的な動向について、その背景とともに簡 単に概括していきたい。

2 COP10 の成果とその後の動き

(1)愛知目標

前述のとおり、COP10 での最大の成果の一つは、生物多様性に関する新たな戦略計画の採択である。この計画は、2002 年の COP6 で採択された「2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010 年目標」が達成されなかったことを受けて策定された新しい世界目標である。この中では、日本からの提案に基づき、長期目標(Vision)として「2050年までに「自然と共生する世界」(a world of "Living in harmony with nature")を実現すること」を、そして短期目標(Mission)として、「2020年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施すること」を掲げている。さらに、その達成に向けた行動目標として、20 の個別目標(愛知目標)も設定された。

この計画の特徴として、①長期目標において人間も自然の一部としてともに生きるのだという東洋的な考え方が採択されたこと、②愛知目標において自然科学のみならず社会経済的な視点も含めた問題として捉えた行動計画を5つの戦略目標の下に整理していること、等が挙げられる。

各国は、この愛知目標の達成に向けて、各国の状況 に応じて必要な国別目標を設定し、それを生物多様性 国家戦略の中に組み込み、関連施策を強化していくことが求められている。また、国際社会のあらゆる主体が連携して愛知目標の達成に向けて取り組むべく、2010年12月の第65回国連総会において、2011年からの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることが決定された。

我が国では総額約50億円を生物多様性条約事務局に拠出し「生物多様性日本基金」を設立、その活動を通じて、生物多様性国家戦略の改定支援など、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援を進めている。

愛知目標の達成状況については、2014 年3月まで に各国が国別報告を提出、その秋に韓国で開催される COP12 において中間評価が行われる予定である。そ の結果を受けて、更なる関連施策の推進が加速される ことなるものと思われる。

(2)名古屋議定書

生物多様性条約の下で、遺伝資源の利用機会確保と利益配分(ABS)に関する国際的な枠組みを定めることは、条約制定時から 20 年来の懸案であった。このため、COP10 で名古屋議定書が採択に至ったことは、歴史的な成果として高く評価されている。一方で、幅広い解釈が可能な形で妥結に至った部分もあり、国内措置の整備には困難さを伴うのも事実であろう。

名古屋議定書は92ヶ国が署名しているが、2013年3月末現在、締結した国は15ヶ国しかない。2014年のCOP12までに50ヶ国が締結し発効することを目標に、世界各国で締結準備が進められてきている。我が国でも国内措置の検討を行うとともに、地球環境ファシリティ(GEF)に設立された名古屋議定書実施基金(NPIF)に約10億円を拠出、途上国における締結に向けた取組みを支援しているところである。

(3)資源動員戦略

生物多様性に関する施策を展開する上で必要な、資金や人材、技術といった資源(resource)を、如何に国内外で動員していくか(この分野に回していくか)ということについては、条約の実施上、常に議論が行われてきた課題である。CBDにおける資源動員戦略については、2007年のCOP9において採択されているが、その数値的な動員目標の決定は、COP10における重要課題の一つであった。特に途上国は、愛知目

標の達成には資源動員が不可欠であるとして、愛知目標や名古屋議定書の交渉とセットで資源動員目標の交渉に臨んでいたといわれる。しかし、結果的にはCOP10 では具体的な資源動員目標の合意には至らず、対象となる資源の算定基準の確定(資源の明確化)と報告制度の決定(目標達成状況把握の仕組みづくり)がなされることを条件として、愛知目標達成に向けた資源動員目標の設定はCOP11で行うことだけが決定されていた。

2012 年 10 月にインドで開催された COP11 では、それまでに生物多様性関連資金の算定基準と報告制度が十分には準備できなかったため、結局、「(生物多様性分野における)途上国に流れる国際的な資金の流れを、2020 年までに 2 倍にする」という暫定目標を合意するにとどまった。最終的な資源動員目標の決定は、算定基準と報告制度の検討を更に進めた上で、COP12 に先送りされたわけである。

世界的な経済情勢の悪化の中で、公的資金のみならず、民間資金の流れや途上国から途上国への資金の流れ(南南協力など)を如何に算定し、総合的な資源動員目標が設定できるかどうかは、今後の大きな課題であるといえる。

3 IPBESの設立

生物多様性版 IPCC ともいわれる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(Intergovernmental Platform on Biodiversity and Ecosystem Services: IPBES)」については、2010年6月の基本合意を受けて、COP10において「国連総会に早期の設立を検討することを奨励する」決定が採択されていた。その後、第65回国連総会やIPBESの態様や体制を決定するための準備総会での議論を経て、2012年4月の第2回準備総会での関連決議の採択により、事務局をボン(ドイツ)に置くこととでIPBESの設立が正式に決定されている。

2013 年1月には最初の総会が開催され、議長を始めとするビューローや学際的専門家パネル (Multidisciplinary Expert Panel: MEP) のメンバーを選出、初年度予算案並びに初期作業計画の準備及び実施のための制度等の議論が行われている。

環境省では、国連大学やユネスコ等とともに生物多様性の評価や概念的枠組みの検討に関する専門家ワークショップをホストし、IPBESの技術的議論への貢献を行ってきている。しかし、具体的な活動が円滑に進むようになるには、地域毎の体制のあり方など多くの検討が必要であり、なお時間を要することとなるだろう。

4 SATOYAMA イニシアティブ

わが国では、農林業など人の営みを通じて形成・維持されてきた二次的な自然環境(社会生態学的生産ランドスケープ)における生物多様性の保全と持続可能

な利用を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」を提唱してきた。これは、前述の自然との共生の考えをベースとしており、持続可能な開発の視点からも極めて有効な手法であると言える。COP10 期間中には、同様の取組みを進める各国政府や NGO、企業などとともに「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI: International Partnership for the Satoyama Initiative)」を発足させ、関係者間の情報共有や知見集約等を促進するとともに、具体的な取組のための能力開発や現場での活動等を支援している。

2013年3月現在、政府/国際機関、NGO、先住民団体、研究機関、企業など37ヶ国126団体が参加しており、着実に広がりを見せている。

5 リオ+20における成果

2012 年 6 月、1992 年の地球サミットから 20 年の機会に、同じリオデジャネイロ (ブラジル) において「国連持続可能な開発会議 (リオ+20)」が開催された。191 の国・地域から首脳や政府代表、NGO や企業関係者など約 4 万人の参加があった。

我が国は COP10 議長国として、持続可能な開発の 実現には生物多様性が不可欠であること、各国に愛知 目標の実現に向けた取組強化が重要であることを主 張し続けた。その結果、最終成果文書である「我々の 求める未来(The Future We Want)」の中には、愛知 目標の達成など生物多様性に関する8つのパラグラ フが盛込まれ、COP10 での新戦略計画にもある自然 との共生の概念も含めることができた。

また、リオ+20の大きな成果の一つとして、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」検討への合意が挙げられる。SDGs については既に政府間交渉が開始されているが、この中でも、真の豊かさの実現に向けて生物多様性や愛知目標の実現を如何に位置づけることができるかが、重要な課題となるものと思われる。

6 おわりに

ここまで見てきたように、最近の生物多様性条約を 巡る重要な国際的動向の多くは、2010年の COP10 に 端を発しているものである。愛知目標や SATOYAMA イニシアティブに代表されるように、「自然との共生」 という、シンプルながらも極めて重要な概念を掲げ、 その取組みを牽引してきた我が国の功績と責任は大 きい。一方で、SDGs の開発や愛知目標の達成に向け て、これまでの関連施策の推進のみならず、グリーン 経済の確立や新たな豊かさの指標の検討など、生物多 様性の視点も含む多くの課題が残されている。

COP10 議長国の肩の荷が下りた現在も、名古屋で作られた潮流を消すことのないよう、引き続き多くの関係者とともに努力していきたい。